

杉並区議会公聴会開催要綱

(昭和43年3月12日杉議会発第568号)

改正 平成9年9月10日杉議会発第386号

平成12年5月31日杉議会発第223号

平成23年10月11日杉議会第683号

平成24年12月18日杉議会第809号

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第115条の2第1項の規定に基づき、本会議又は委員会で公聴会を開こうとするときは、杉並区議会会議規則（昭和31年9月25日議決）第83条の2から第83条の7まで又は杉並区議会委員会条例（昭和31年杉並区条例第14号。以下「条例」という。）第21条から第27条までの規定によるほか、この要綱による。
- 2 条例第21条第1項の議長の承認要求及び同条第3項の議長に対する報告は、別紙様式1により開会の日前少くとも14日までに提出するものとする。
- 3 公聴会に関する公示方法は、区広報掲載、区掲示場に掲示等のうち本会議又は委員会が定めた方法による。
 - (1) 公示例は別紙様式2による。
- 4 本会議又は委員会が公述人を決定したときは、開会の日前4日までに公述人決定通知書（別紙様式3）又は公聴会出席要請書（別紙様式4）を公述人に送達し、後者については出席諾否を求めるものとする。
- 5 委員長は、公聴会の経過及び結果を議長に報告しなければならない。

附 則（平成24年12月18日杉議会第809号）

この要綱は、平成24年12月18日から施行する。

(様式1)

年 月 日

杉並区議会議長 宛

杉並区議会
委員会委員長

㊟

公聴会開催承認要求について

本委員会において審査中の に関する件について、 月 日の会議において、下記のとおり公聴会を開くことに決定したから承認されるよう委員会条例第21条により要求する。

記

- 1 日 時 年 月 日 午 前 時 後
- 2 場 所
- 3 案 件
- 4 意見を聞こうとする事項
- 5 公示方法

(様式2)

杉並区議会告示第 号

杉並区議会本会議・杉並区議会 委員会公聴会開催について

杉並区議会本会議・杉並区議会 委員会は、下記の要領により公聴会を開きますので意見を申し述べたい方は申し出てください。

記

- 1 案 件
- 2 日 時 年 月 日 午 前 時 後
- 3 場 所
- 4 申出方法 住所、氏名及び本件に対する賛否並びに意見を述べようとする理由を明示し、文書で申し出ること。
- 5 申出期間 年 月 日午後5時まで
- 6 公述人の選定 申し出られた方の中から議長が・委員会で選定通知する。
- 7 費用弁償 公述人には区条例の定めるところによりその費用弁償を支給する。

年 月 日

杉並区議会議長

(様式3)

番 号
年 月 日

公 述 人

様

杉並区議会議長又は杉並区議会

委員会委員長

印

公述人決定について

杉並区議会本会議・杉並区議会 委員会公聴会に下記により貴殿を公述人として出席を願うことに決定しましたので、杉並区議会会議規則第83条の4第1項又は杉並区議会委員会条例第23条第1項の規定により通知します。

記

- 1 日 時 年 月 日 午 前 時 後
- 2 場 所
- 3 案 件

(様式4)

番 号
年 月 日

公 述 人

様

杉並区議会議長又は杉並区議会

委員会委員長

印

公聴会出席要請について

杉並区議会本会議・杉並区議会 委員会において開催の公聴会で、真に利害関係
を有する公述人として下記によりあなたのご意見を拝聴いたしたいので、ご出席を煩
わしたく要請いたします。おって、出席の有無を同封ハガキで折り返しご回答願います。

なお、出席の場合は旅費をお渡ししますので本状及び印鑑をご持参願います。

1 日 時 年 月 日 午 前 時 後

2 場 所

3 案 件

意見申出書

月 日開催の本会議・委員会の公聴会に、下記により意見を申し述べたいので申し出ます。

記

- 1 意見を述べる理由

- 2 案件に対する賛否（賛否いずれかを○で表示のこと）
 - (1) 賛
 - (2) 否

- 3 その他、申し出参考事項のある者はその旨

年 月 日

住 所 杉並区 丁目 番 号

氏 名

杉並区議会
議長

宛